

山梨県地域福祉増進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進並びに福祉サービス利用の援助を図ること、又低所得者等の経済的自立と安定した生活を送れるようにすることを目的に地域福祉増進事業を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他知事が適当と認める団体（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域福祉増進事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

(1) 地域福祉支援事業

ア 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施する日常生活自立支援事業

イ 県社協が、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）のほか関連通知に基づき実施する生活福祉資金貸付事業

ただし、交付の対象は次に掲げるものとする。

(ア) 生活福祉資金貸付事業により貸付ける生活福祉資金の原資

(イ) 生活福祉資金貸付事業に要する生活福祉資金の欠損補てん積立金

(ウ) 生活福祉資金の貸付け等の事務に要する費用

ウ 県社協が、社会福祉法第83条及び「運営適正化委員会等の設置要綱について」（平成12年6月7日付け厚生省社援第1353号厚生省社会・援護局長通知）、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日付け厚生省社援第1354号厚生省社会・援護局

長通知)並びに「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき実施する福祉サービス苦情解決事業

(2) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

社会福祉法人等が、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき実施する地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域福祉支援事業

ア 第2条第1号ア、イの(ウ)及びウに対する交付額は、別表の地域福祉支援事業の項中に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額(寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額

イ 第2条第1号イの(ア)及び(イ)に対する交付額は、あらかじめ厚生労働大臣に協議し定めた額

(2) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

別表の地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の項中に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額

(交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は次の各号のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容を変更する場合

ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、

補助金の額の増額を伴わないものは除く。

イ 各事業区分内の各費目相互間の経費の配分を変更する場合

ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更は除く。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 県社協は、知事の承認を受けて生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を知事に返還しなければならない。

(5) 県社協は、知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し是正の措置を講ずるように指示した場合には、これに従わなければならない。

(6) 県社協は、生活福祉資金貸付事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(7) 知事の承認を受けて、財産処分制限期間を経過するまでの間に取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(8) 知事の承認を受けて、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の終了後5年間

保管しておかなければならない。

(10) 社会福祉法人等が社会福祉法人等以外の者に対して当該補助金を交付する場合には、第1号から第3号及び第9号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、第1号及び第2号中「知事」とあるのは「社会福祉法人等の長」と読み替えるものとする。

(11) 県社協は、生活福祉資金貸付事業について、当該補助金を市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）に交付する場合には、第4号から第8号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、第4号から第8号中「知事」とあるのは「県社協会長」と、「県社協」とあるのは「市町村社協」と、第8号中「県」とあるのは「県社協」と読み替えるものとする。

(12) 第10号及び前号により付した条件に基づき、社会福祉法人等の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、第7条の規定による事業実績報告書に基づき交付するものとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は概算払することができる。

2 前項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、別紙様式2による補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 事業に係る実績報告は、事業が完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式3による報告書を知事に提出して行うものとする。

る。

(変更承認申請)

第 8 条 事業の内容の変更及び経費の配分の変更の承認申請は、別紙様式 4 による変更承認申請書を提出して行うものとする。

(廃止中止承認申請)

第 9 条 事業の中止又は廃止の承認申請は、別紙様式 5 による事業中止 (廃止) 承認申請書を提出して行うものとする。

(財産処分承認申請)

第 10 条 県社協は、第 4 条第 6 号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、別紙様式 6 による財産処分承認申請書を提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 31 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 山梨県地域福祉推進等事業費補助金交付要綱 (平成 15 年 8 月 14 日制定) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 28 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 22 日から施行し、平成 21 年 10 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 18 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対 象 経 費
地域福祉支援事業	知事が必要と認められた額	<p>1 日常生活自立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。) 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金</p> <p>2 県社協が生活福祉資金の貸付等の事務を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 県社協の職員の給与に関する規定により貸付事務担当職員に支給した職員俸給、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当者職員に支給した旅費及び貸付事務の運営に要する諸謝金及び庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費及び賃金)、委託料</p> <p>(2) 市町村社協が行う貸付事務の連絡及び貸付事務の運営に必要な旅費及び庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び会議費)</p> <p>(3) 貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費</p> <p>(4) 平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料)</p> <p>3 福祉サービス苦情解決事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p>
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	知事が必要と認められた額	<p>地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、火災保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金</p>

